

事務連絡
令和4年6月6日

兵庫県内

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

管理者様

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援を除く)

兵庫県福祉部 障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

令和4年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の実施について

このことについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に研修事業を委託し、下記により実施することとしましたので、お知らせします。

研修の詳しい内容及び申込方法は、兵庫県ホームページ又は県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センターのホームページをご覧ください。

記

1 研修日程（カリキュラムの修了は、講義+演習の両方の受講が必要）

区分	日程		時間	備考
演習	第1回	1日目	令和4年10月5日(水)	全日程において Zoom(Web会議ツール)を活用したオンライン型による受講
		2日目	令和4年10月6日(木)	
	第2回	1日目	令和4年10月13日(木)	
		2日目	令和4年10月14日(金)	
	第3回	1日目	令和4年10月25日(火)	
		2日目	令和4年10月26日(水)	
	第4回	1日目	令和4年11月10日(木)	
		2日目	令和4年11月11日(金)	

2 受講対象者

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者基礎研修の修了後、研修開始日前(令和4年10月5日)までに、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が、通算して2年以上を満たしている方

※ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上あるものとなります。そのため、2年以上とは業務従事期間が2年以上かつ業務従事日数が360日以上を満たす必要があります。

※平成31年3月31日までにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講された方は、本研修を受講する必要はありません。ただし、令和5年度末までに更新研修の受講が必要です。

3 実施要項・申込方法等

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター
「サービス管理責任者研修児童発達支援管理責任者研修」のページから申込
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=19>

※ホームページ上の専用申込フォームからお申し込みください。

4 受講申込期間

令和4年6月6日（月）から**令和4年6月30日（木）正午まで**

※締切後の申込登録は一切受け付けいたしませんので、余裕を持ってお申し込みください。

5 留意事項

(1) 受講決定者は先着順ではありません。また、受講申込が定員を超過する場合は、選考により受講者を決定します。

(2) 今年度の研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、**全ての日程でZoom(Web会議ツール)を活用したオンライン型受講により開催**いたします。

研修の受講にあたっては、**パソコン・Webカメラ・マイク等をご用意していただきますようご協力をお願い申し上げます。**（環境設備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。）

6 問い合わせ先

(1) 研修内容に関する問い合わせ

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

(2) 研修制度等に関する問い合わせ

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 小池

TEL 078-341-7711 内線3005

兵庫県ホームページ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/sabikan.html>